

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成30年11月7日

経済産業省商務情報政策局  
商取引監督課長

平成30年10月16日付けで別添により照会のあった件については、以下の見解を回答いたします。

御照会のスキームにおいて、照会者は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録（割賦販売法第三十五条の十七の二）が必要となります。

また、A 決済の加盟店に関する業務は、割賦販売法第三十五条の十七の八の適用対象となります。

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。